

京都大学黄檗宿泊施設使用規程

(平成24年9月27日総長裁定制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学黄檗宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 宿泊施設は、教育研究のため本学に訪れる内外の研究者等に快適な生活環境を提供するとともに、本学の教職員及び学生との学术交流の促進に資することを目的とする。

(使用に供する施設)

第3条 宿泊施設の使用に供する施設は、次のとおりとする。

研究者宿泊室

談話室

その他共用施設

(使用できる者の範囲)

第4条 宿泊施設を使用できる者は、本学の教職員が受け入れを行う次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学に教育研究のため来訪する研究者等

(2) 本学の教職員のうち、教育研究に従事する外国人研究者

(3) その他施設担当の理事（以下「施設担当理事」という。）が適当と認める者

(使用の許可)

第5条 宿泊施設の使用を希望する者（以下「希望者」という。）の受け入れを行う本学の教職員（以下「申込者」という。）は、その者の所属又は在籍する部局（以下「部局等」という。）の長を経て、あらかじめ施設担当理事に申請し、その許可を受けなければならない。

2 申込者は、希望者がその家族を同居させようとするときは、前項の許可を受けるに際して、あわせて、施設担当理事の許可を受けなければならない。

3 申込みの受付は、使用開始日の2ヶ月前から行う。

(使用の期間)

第6条 宿泊施設を使用できる期間は、原則として1月以上1年以内とする。

2 前項において、特別な事由があり施設担当理事が認めた場合は、1年を限度に使用期間を延長することができる。

(使用期間等の変更)

第7条 第5条に規定する使用の許可を受けて宿泊施設を使用する者（以下「使

用者」という。)が、その使用の許可期間の変更を希望するとき又は同居する家族を変更しようとするときは、部局等の長を経て、施設担当理事に申請し、その許可を受けなければならない。

(施設使用料等)

第8条 使用者は、別に定めるところにより施設使用料等を納付しなければならない。

(使用者の義務)

第9条 使用者及びその同居家族は、宿泊施設の施設及び設備の保全並びに秩序の維持に努めるとともに、別に定める使用規則を遵守しなければならない。

2 使用者は、使用を許可された研究者宿泊室を本人又はその同居家族以外の者に使用させてはならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、本人又はその同居家族がその責に帰すべき事由により宿泊施設の施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(申込者の責務)

第11条 申込者は、使用者が第8条に規定する施設使用料等を所定の期日までに納付しない場合及び前条に規定する損害を賠償しない場合は、申込者が使用者に代わって納付及び賠償しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 施設担当理事は、使用者が次の各号の一に該当するときは当該使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が指定の期限内に施設使用料等を納付しないとき。

(2) 使用者又はその同居家族が第9条の規定に違反して、宿泊施設の管理運営に重大な支障を与えたとき又は与えるおそれがあるとき。

2 前項のほか、宿泊施設の運営上特に必要がある場合は、当該許可を取り消すことがある。

(退去)

第13条 使用者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく退去しなければならない。

(1) 許可された使用期間が満了したとき。

(2) 使用できる者の資格を失ったとき。

(3) 使用許可が取り消されたとき。

2 同居家族は、当該使用者が退去したときは、遅滞なく退去しなければならない。

(共通施設)

第 1 4 条 宿泊施設の談話室及びその他共用施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第 1 5 条 宿泊施設に関する事務は、施設部管理課において処理する。

(雑則)

第 1 6 条 この規程に定めるもののほか、宿泊施設の使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 9 月 2 7 日から施行する。